

北上市教育委員会教育部職員等の勤務時間規則及び北上市立学校職員の勤務時間等規則の一部を改正する規則

(北上市教育委員会教育部職員等の勤務時間規則の一部改正)

第1条 北上市教育委員会教育部職員等の勤務時間規則（平成8年北上市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員</u>の勤務時間の割振り)</p> <p>第4条 第7条から第12条までに定めるもののほか、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の勤務時間の割振りは、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった勤務時間の内容。以下「育児短時間勤務の内容」という。）に従い、1日につき7時間45分の範囲内で、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間の割振りは、1日につき7時間45分の範囲内で、所属長が定めるものとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の勤務時間の割振り)</p> <p>第4条 第7条から第12条までに定めるもののほか、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の勤務時間の割振りは、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった勤務時間の内容。以下「育児短時間勤務の内容」という。）に従い、1日につき7時間45分の範囲内で、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間の割振りは、1日につき7時間45分の範囲内で、所属長が定めるものとする。</p> <p>2 [略]</p>

3 育児短時間勤務職員等については、必要に応じて当該育児短時間勤務の内容に従い日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において所属長の指定する日を週休日とするものとし、再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において所属長の指定する日を週休日とすることができる。

3 育児短時間勤務職員等については、必要に応じて当該育児短時間勤務の内容に従い日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において所属長の指定する日を週休日とするものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において所属長の指定する日を週休日とすることができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(北上市立学校職員の勤務時間等規則の一部改正)

第2条 北上市立学校職員の勤務時間等規則(平成3年北上市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員</u>の勤務時間の割振り及び週休日の指定)</p> <p>第4条 第2条第2項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の勤務時間の割振りは、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い1日につき7時間45分の範囲内で、地方公務員法(昭和25年法律第261</p>	<p>(育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の勤務時間の割振り及び週休日の指定)</p> <p>第4条 第2条第2項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の勤務時間の割振りは、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い1日につき7時間45分の範囲内で、地方公務員法(昭和25年法律第261</p>

号) 第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間の割振りは、1日につき7時間45分の範囲内で校長及び学校給食センターの長(以下「校長等」という。)が定めるものとする。

2 [略]

第5条 第2条第1項の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員等については必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日の5日間において、校長等の指定する日を週休日とするものとし、再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日の5日間において、校長等の指定する日を週休日とすることができる。

2 [略]

(特別の週休日及び勤務時間の割振り)

第6条 [略]

2 前項の割振りは、特別の形態によって勤務する必要がある日を含む特定の4週間以内の期間において、1週間当たり2日の週休日(再任用短時間勤務職員にあつては、2日以上)の週休日)を設け、かつ、1週間当たりの勤務時間が38時間45分(再任用短時間勤務職員にあつては、市町村立学校職員の給与等に関する条例第26条第3項の規定に基づき別に定める時間)となるようにしなければならない。

3 [略]

号) 第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間の割振りは、1日につき7時間45分の範囲内で校長及び学校給食センターの長(以下「校長等」という。)が定めるものとする。

2 [略]

第5条 第2条第1項の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員等については必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日の5日間において、校長等の指定する日を週休日とするものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日の5日間において、校長等の指定する日を週休日とすることができる。

2 [略]

(特別の週休日及び勤務時間の割振り)

第6条 [略]

2 前項の割振りは、特別の形態によって勤務する必要がある日を含む特定の4週間以内の期間において、1週間当たり2日の週休日(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、2日以上)の週休日)を設け、かつ、1週間当たりの勤務時間が38時間45分(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、条例第26条第3項の規定に基づき別に定める時間)となるようにしなければならない。

3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員で地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定に基づき採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。）とみなして、第1条の規定による改正後の北上市教育委員会教育部職員等の勤務時間規則及び第2条の規定による改正後の北上市立学校職員の勤務時間等規則の規定を適用する。